

仕 様 書

第一管区海上保安本部交通部

- 1 件 名
交通業務(事務)補助作業(派遣)(単価契約)
- 2 作業場所及び作業人員
 - (1) 作業場所
小樽市港町5-2 第一管区海上保安本部交通部
 - (2) 作業人員
1名
- 3 作業者に必要な能力等
 - (1) 業務内容として次の事務をこなす「必要な能力等」を満たしていること。
 - イ) 当庁で使用している航路標識施設管理ソフト(データベース等)、原課業務システム(経理請求等)及びSEABISシステム(旅費、物品)のデータ入出力操作
 - ロ) 付随業務
 - ・ 交通部の工事施行旅費及び職員旅費の請求作業
 - ・ 整備工事・調達発議資料作成に係る事務補助及び整理作業
 - ・ 整備工事積算資料の検算作業等
 - ・ 整備課物品、文書等の整理作業
 - ・ 職員繁忙時の電話、訪問者への対応等
 - ・ その他庶務全般(勤務時間管理、福利厚生事務など)に係る補助作業
 - (2) パソコン、ソフトウェア(エクセル、ワード、アウトLOOK及びパワーポイント)を使用するための基本的知識を有し、一般事務に必要なとされる操作が出来る者であること。
 - (3) 業務上知り得た情報の守秘義務を履行出来る者であること。
 - (4) 職員と日本語による意思疎通ができ、作業内容、業務上の指導及び指示に対応できる者であること。
 - (5) 社会人としての常識、事務職としての基本的知識を有しており、当該作業内容について適切に対応できる者であること。
 - (6) 臨機応変に対応し、職員と円滑に業務を進めることが出来る気遣いと意欲があること。
- 4 作業期間
作業期間 令和8年4月15日～令和9年3月31日
(「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日を除く毎日)
ただし、作業状況等勘案のうえ、作業日数を変更することがある。その場合は、事前に当部担当職員から受注者に対し連絡する。
- 5 予定作業時間
一日の作業時間は、8時30分から17時00分までの実働7時間30分とする。(12時00分から13時00分までは、無給の休息时间とする。)
上記作業期間における予定作業時間の総時間数は、実働7時間30分/1日を予定作業日数の231日に乗じた1,732.5時間/1人である。

6 その他

- (1) 受注者は、原則として、作業員を作業期間中交代させないものとする。
ただし、作業者の特別な事情により、やむを得ず欠勤する場合は、予め当部担当職員の許可を得て同等の技術をもつ作業員と交代させる場合があるので、これに応じること。
- (2) 当該作業員が作業実施にあたり著しく不相当と認めるときには、受注者に対して必要な措置を求めることができる。
- (3) 受注者は、国家公務員法に基づく守秘義務と同様の守秘義務を負うことを約定し、作業者に対しては、当該作業により知得した内容を第三者に漏洩することのないように秘密の保持及び適切な業務の実施等を遵守させるものとする。
- (4) 派遣業務の実施にあたり、設備及び物品等について、作業者の故意又は過失により損害があった場合は、受注者においてこれを賠償すること。
- (5) 支払いは、勤務した時間の積上げにより料金の計算を行い、1ヶ月毎に取りまとめて支払うものとする。
- (6) 各種保険料及び勤務のための交通費は、受注者の負担とする。
- (7) 作業要領・作業時間等に疑義が生じた場合は、その都度当部担当職員と協議を行い、その指示に従うものとする。
- (8) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。
- (9) 本仕様書の条件に定めがない事項は、「第一管区海上保安本部入札・見積者心得」に準拠するものとする。

(参考)

令和8年4月15日～令和9年3月31日まで

月	月日数	土日祝日	出勤日数	備考
4	16	5	11	4/15から
5	31	13	18	
6	30	8	22	
7	31	9	22	
8	31	11	20	
9	30	11	19	
10	31	10	21	
11	30	11	19	
12	31	11	20	12/29から休み
1	31	12	19	1/4から出勤
2	28	10	18	
3	31	9	22	3/31まで
計	351	120	231	

$$231 \times 7.5\text{時間} = 1,732.5 \text{時間}$$